

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和3年10月26日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州(受)第2000182号
厚生局事案番号 : 九州(国)第2100017号

第1 結論

請求期間のうち、昭和42年4月から同年8月までの期間、昭和43年2月及び同年3月の期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和38年*月*日から昭和42年4月1日まで
② 昭和42年4月1日から昭和43年4月1日まで

国民年金は、妻に勧められて加入した。保険料は妻の分と併せて2人分を婦人会の集金係を通じて納付した。請求期間を国民年金の保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②については、請求者に係る国民年金被保険者名簿では、国民年金の資格喪失日は昭和42年4月1日と記載されているものの、同名簿の保険料納付状況欄には昭和42年4月から昭和43年3月までについて、いずれも国民年金の保険料が納付されたことを示す「納」のスタンプが押印されていることが確認でき、その後に国民年金保険料が請求者に還付された記録は確認できない。

このことについてA市(当時はB村)は、国民年金の喪失手続のみで還付していない、還付したが国民年金被保険者名簿に記載していない、誤って納付済のスタンプを押印した等が考えられるものの、納付があったかは不明である旨回答している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、昭和42年4月から昭和43年3月までの国民年金保険料を納付したものと認められる。

また、国民年金の被保険者期間については、昭和42年4月1日の資格喪失日を厚生年金保険の被保険者資格取得日と同日の同年9月1日に、昭和43年4月1日の国民年金被保険者資格の再取得日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日と同日の同年2月1日とすることが必要である。

なお、請求期間②のうち、昭和42年9月から昭和43年1月までの期間については、厚生年金保険の被保険者期間とされていることから、国民年金保険料の納付済期間に訂正することはできない。

2 請求期間①については、請求者及び請求者と併せて国民年金保険料を納付したとする配偶者に係る国民年金被保険者名簿では、いずれも保険料の納付記録は確認できず、請求者が夫婦二人分の国民年金保険料を集金していたとする者は、既に死亡しているため請求期間①当時の保

険料徴収状況等を確認することができない。

また、請求者が、請求期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100045 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2100018 号

第 1 結論

昭和 56 年*月から昭和 57 年 10 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 56 年*月から昭和 57 年 10 月まで
成人となる際、両親に将来を見据えて国民年金に加入し、保険料を納付することを強く勧められた。当時、A事業所に臨時職員として勤めており、少ない給料の中から毎月国民年金保険料を納付したので、請求期間を納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が請求期間において臨時職員として勤務していたとする A 事業所の回答により、請求者は、昭和 56 年 10 月 1 日から昭和 57 年 3 月 20 日までの期間及び同年 4 月 1 日から同年 9 月 20 日までの期間において当該事業所に在職しており、請求者の主張どおり国民年金保険料を納付できる状況であったことがうかがえる。

しかしながら、請求者が所持する年金手帳の「被保険者となった日」欄には、「昭和 56 年*月*日」と記載されているところ、国の記録及び国民年金手帳記号番号払出簿により、当該年金手帳に記載された国民年金の記号番号(*)は、昭和 62 年 1 月に払い出され、同年 2 月 12 日に昭和 56 年*月*日に遡及して国民年金被保険者資格取得の処理をされていることが確認できる。また、B 市及び日本年金機構は、請求者に対して別の国民年金の記号番号の払出は確認できない旨回答している。

したがって、請求期間当時、請求者は国民年金に未加入であり、請求期間に係る国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000158 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100062 号

第 1 結論

昭和 62 年 2 月 10 日から同年 6 月 20 日までの期間について、請求者が A 社 B 工場における厚生年金保険被保険者であったとして記録を訂正することを認めることはできない。

平成 2 年 8 月 3 日から同年 10 月 17 日までの期間について、請求者が C 社における厚生年金保険被保険者であったとして記録を訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 62 年 2 月 10 日から同年 6 月 20 日まで
② 平成 2 年 8 月 3 日から同年 10 月 17 日まで

A 社へは、D 職業安定所から面接で行き、製品ができあがり、丸くなったのを一つずつ箱に入れて流す仕事をしていましたが、厚生年金保険の記録がないため、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

C 社 E 工場へは、F 職業安定所からの紹介で行き、商品の製造や器材を台車に積み乗せる仕事をしていましたが、厚生年金保険の記録がないため、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、職業安定所の紹介で G 町の A 社で勤務したとしているところ、同社が同町において厚生年金保険の適用事業所であったのは A 社 B 工場である。

また、請求者が同僚として氏名を挙げた複数の者は、請求期間①の期間内において A 社 B 工場の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

しかしながら、国の記録において、請求期間当時、A 社 B 工場の代表者として登録されていた者は既に亡くなっているため、A 社の閉鎖した登記簿により請求期間当時に代表取締役であった者及び代表清算人へ照会したが請求者の勤務状況等について具体的な回答を得ることができない。

また、請求者が同僚として氏名を挙げた者に照会したが、回答を得ることができず、請求者の A 社 B 工場における勤務実態等について確認することができない。

さらに、請求者の A 社 B 工場に係る雇用保険被保険者記録はなく、加えて、国の記録では、請求期間①における同工場について、請求者の氏名はなく、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落したとは考え難い。

このほか請求者の請求期間①における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間

①において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

2 請求期間②について、請求者のC社に係る雇用保険被保険者記録が確認できることから、請求者が請求期間②において同社で勤務していたことが認められる。

しかしながら、C社は、人事管理システム改変に伴い、現行の新システムでは請求者の記録は存在せず、請求者に係る出勤簿及び賃金台帳はない旨回答している上、請求期間②当時、同社が加入していたC社企業年金基金は、請求者の同基金の加入記録は確認できず、C社健康保険組合も平成29年4月に解散しているため、請求者の同組合の加入記録については分からない旨回答及び陳述していることから、請求者の請求期間②における勤務実態について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。